

令和元年度 浜松市商業者連携促進支援事業(補助金)



商店会の空き店舗に入居する際、商店会加入を条件として補助金が受けられます。

申請できる方	下記3点を満たす方が申請できます。 <ul style="list-style-type: none">・商店会内の空き店舗に出店する事業者 (当該商店会以外から出店する方。大型商業施設への出店は対象外。)・物販業を営む事業者(日本標準産業分類における産業分類のうち、小売業に該当するもの)・商店会との覚書(商店会加入、商店会活動への協力)が提出できる事業者
補助率・補助額等	補助率: 補助対象経費の1/2以内 限度額: 50万円 (ただし、予算が上限に達した時点で終了となります。) * 補助対象経費: 店舗契約に係る初期費用(仲介手数料を除く) 敷金・礼金・保証料・不動産購入経費 前払家賃(契約時に一括して前払いするものに限る)
補助対象外となるもの	次のいずれかに該当するものは対象となりません。 <ul style="list-style-type: none">・特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの・公序良俗に反するおそれがあると認められるもの・国及び地方公共団体から別に補助金等の公的支援を受けるもの・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に該当するもの
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・本補助金は、商店会の活性化を目的としたものであることから、商店会エリア外への出店には活用できません。・補助金受領後1年以内の退店の場合、補助金を返還いただきます。・市税の納付状況を確認させていただきます。・暴力団排除に関する誓約書を提出いただきます。

※詳細は、「商業者連携促進支援事業費補助金要綱」のとおり



浜松市公式HP検索バナーで「商業者連携促進支援事業」と入力して検索してください。